| 意見提出者 | 個人 |
|-------|----|
|-------|----|

1. 項目

児童ポルノブロッキング計画の中止

平成21年12月22日に設置された「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム (http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/)」による「児童ポルノ排除 総合対策(平成22年7月27日犯罪対策閣僚会議決定)」で、インターネット 上の児童ポルノのブロッキング導入に向けた諸対策の推進が検討されてい る。警察及び警察の委託のみで運営されているインターネット・ホットラ インセンターの作成する通報リストを参考に、民間の児童ポルノ掲載アド レスリスト作成管理団体が作成したリストを基に、プロバイダが自主的に ブロッキングする方法を採用するようだが、事実上国による検閲である。 作成管理団体につき「中立性の確保に配意しつつ」との記載はあるが、児 童ポルノ排除対策ワーキングチームの有識者として今までに呼ばれたの は、確実な情報を明示せず感情論のみを根拠とする偏った意見を持つアグ ネス・チャンさん唯一人であることから、中立性の確保が本当になされる のか非常に心配である。アドレスリストも一般に公表されることはなく、 ブロッキング対象が本当に児童ポルノだったのかを一般人が確認すること は不可能である。そもそも今の技術では、児童ポルノの画像のみを確実に ブロッキングすることはできず、ブロッキングを導入している海外諸国で はオーバーブロッキングの事例が頻発している。ドイツでは国民運動によ りブロッキングは見送られた。

違法情報のうち児童ポルノのみがブロッキング対象となる理由として「児童ポルノが一旦インターネット上に流出すれば、その回収は事実上不可能であるため、被害児童の苦しみは将来にわたって続くこととなり、児童ポルノは絶対に許されるものではない」と記載されているが、日本においては児童が自身で画像を撮りそれを自ら販売又は公表する事例がほとんどである。これらへの対処は、児童へのモラル及び情報リテラシー教育を最初に行うべきであり、それも十分に行われているとは言えない現状で、ブロッキングというインターネットユーザーの権利を不当に侵害するおそれのある方法を行うのは早計である。プロバイダの費用を考えてもブロッキングは最後の手段とすべきである。又、これに関する意見も募集され反対意見が多くよせられた

(http://www8.cao.go.jp/youth/cp-taisaku/k-2/pdf/s3.pdf) にも関わらず、ほとんど無視されている。児童ポルノ規制を訴える民間団体の行き過ぎた活動を見ていると、将来的に、児童ポルノだけでなく、違法でない情報まで有害情報とされブロッキングの対象とされるのではないかと危惧する。

3. I C T 利 活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

4. I C T 利 児童ポル/ 活用を阻害 行わない。

児童ポルノのみをブロッキングできる技術が確立するまでブロッキングは行わない。

する制度・ 規制等の方 直しの方 性について の提案

する制度・ 児童ポルノに関しては、児童及び保護者へのモラル教育を第一とする。 規制等の見 児童ポルノは被害児童の存在するもののみとする。

> 児童ポルノワーキングチーム及び協議会の議事録において、発言者とその 発言内容をそのまま議事録に記載し公表する。

> 児童ポルノ協議会、アドレスリスト作成管理団体及びその監督団体の中立 性の確保。具体的には、児童ポルノ規制の問題に熟知した反対意見の学識 者、憲法学者を入れる。

ブロッキング対象サイトのアドレス開示の明示。

オーバーブロッキングへの補償・罰則の明示。

児童ポルノ以外の有害情報に関してはブロッキング対象としないよう明示する。